

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由第一点ないし第三点について。

所論には違憲をいう部分があるが、その実質は、単なる法令違反の主張に帰するものと認められる。そして、記録によれば、原審が、民訴法三三八条に則り、原判示尋問事項に関する被上告人の主張を真実と認め、右事実によれば、被上告人の信託法違反の主張を肯定することができるとして、上告人の本訴請求を排斥した判断は、正当として是認できる。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用できない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	草	鹿	浅 之 介
裁判官	色	川	幸 太 郎
裁判官	村	上	朝 一